

「茨木市生活環境の保全に関する条例」が 平成21年4月1日より施行されます。

生活環境の保全に関する条例とは

「茨木市生活環境の保全に関する条例」では、良好な生活環境の保全を図り、環境への負荷を低減することを目的に、特定事業所の届出や建設作業を行う際の周辺住民への事前説明などを定めています。事業者の皆様のご協力をよろしくお願いします。

1 特定事業所の届出等について(第11条~第17条)

茨木市内において表-1に示す事業所を設置しようとする場合、市へ作業を開始する日の30日前までに2部届出が必要になります。

なお、条例施行以前から設置されている既存の事業所については、条例施行後3月以内に使用届出書2部の提出が必要になります。

表-1 届出が必要な事業所

- ① 自動車分解整備事業を行う事業所
(屋内作業場の総面積が200 平方メートル以上のものに限る。)
- ② 再生資源の集荷又は選別を行う事業所
(敷地面積が400 平方メートル以上のものに限る。)
- ③ コイン洗車場
- ④ 貨物運送業を行う事業所
(所有する自動車が10 台以上のものに限る。)
- ⑤ 倉庫業又は卸売業を行う事業所
(敷地面積が1,000 平方メートル以上のものに限る。)
- ⑥ 建設用資材置場又は残土置場
(市街化区域と定められた区域において1年以上継続して作業を行い、敷地面積が400 平方メートル以上のものに限る。ただし、建設現場を除く。)
- ⑦ 屋外で動力を用いて、次に掲げる作業を行う事業所
(前の①~⑥の事業所を除く。)
ア.吹付塗装作業 イ.研磨作業 ウ.切断作業
エ.研削作業 オ.粉碎作業



※大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、下水道法、ダイオキシン類対策特別措置法並びに大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定に該当する施設を有する事業所を除きます。

2 事故時の措置(第18条)

事業者は、事故等により公害の原因となる物質が放出された場合などは、直ちに市へ報告するとともに、被害防止のための応急措置を行って下さい。事業者が生活環境に係る被害を防止するための応急措置をとっていないと市が判断した場合、措置命令を出すことができます。



3 建設作業について(第19条～21条)

①特定建設作業等における周辺住民への説明(第19条)

茨木市内において、特定建設作業を行う工事施工者は、工事の名称及び場所等を周辺住民へ事前に説明するよう努め、その他の建設工事を行う場合も、周辺住民へ事前に説明するよう努めて下さい。

なお、特定建設作業を伴う事前説明については、特定建設作業の届出時に、チェックシートに基づく実施状況の報告をお願いします。

②建設工事に対する配慮基準(第21条)

建設工事を行う場合、表-2に定める配慮基準を順守するよう努めて下さい。

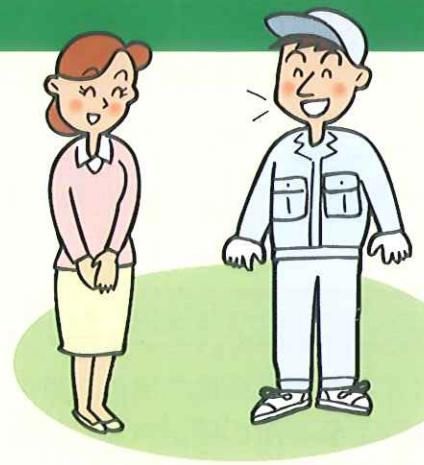


表-2 配慮基準

- 1 建設工事を施工しようとする者は、建設作業から発生する騒音、振動及び粉じんの低減措置に努めること。
- 2 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、建設工事に係る公害防止の方法に関するチェックリストを活用し、公害防止に努めること。
- 3 建設工事を施工しようとする者は、住宅、事務所、学校、病院等に近接して建設工事を行う場合は、次に掲げる措置を講ずるように努めること。
 - (1) 建設工事の現場においては、防音扉、防音パネル、防音シート又は防音カバー等を設け、粉じん等が発生する作業については、適切に散水を行うなど飛散を防止するとともに、作業管理についても十分配慮し公害を防止すること。
 - (2) 特定建設作業にあっては、低公害型工法、低騒音・低振動型建設機械及び排ガス対策型建設機械を活用すること。
- 4 河川又は水路で工事を施工しようとする者は、沈砂池等を設ける等、下流域への泥水の影響を低減するよう努めなければならない。

4 有害物質を使用している事業所について(第22条、第23条)

①地下水等の汚染に係る調査への協力(第22条)

茨木市内において、土壤・地下水汚染が判明した場合、周辺の土地の所有者等は、地下水汚染等の範囲を特定する調査に協力をお願いします。

②有害物質の使用状況等の記録の管理等(第23条)

茨木市内において、有害物質の使用等を行い、水質汚濁防止法施行令及びダイオキシン類対策特別措置法施行令で定める特定施設を設置している事業者は、有害物質の使用状況等を記録し保管して下さい。また、この記録は土地の売買等を行った場合、次の所有者に交付するようにお願いします。



5 報告及び検査について(第46条)

特定事業所及びライフサイエンス系施設について、市は必要な報告を求めたり、立入検査を行うことができます。

6 罰則について(第49条～第52条)

特定事業所の届出を行わなかったもの、事故時の措置命令に従わなかったもの、市の立入検査に正当な理由が無く拒否等を行った場合、罰則の適用があります。

このチラシに関する
ご意見・お問合わせ先

■茨木市産業環境部環境保全課…TEL 072-620-1646

なお、茨木市生活環境の保全に関する条例については、茨木市ホームページの環境保全課のページに掲載しています。

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kankyo/index.html>